

事務連絡  
令和7年12月24日

各地方農政局農村振興部長  
沖縄総合事務局農村振興部長  
北海道農政部長

農村振興局整備部防災課長

干ばつ災害復旧事業の取扱いについて

干ばつ災害に係る農地の復旧にあたっては、現行の事務取扱要綱、査定要領等によるが、査定要領第17の（1）のア（農地）における畦畔の取扱いについては、下記によることとしたので、遺憾のないよう留意されたい。

なお、「干ばつ災害復旧事業の取扱いについて」（昭和48年9月25日付け構造改善局防災課長通知）及び「干ばつ災害復旧事業の取扱い」（昭和48年9月25日付け構造改善局災害査定官通知）は廃止する。

記

階段状の農地の畦畔については、畦畔のき裂（畦畔の崩壊を誘発するき裂を含む。）の深さが、畦畔天端から55cm以上で、漏水が著しい場合、又は次期降雨等により農地が崩壊あるいは地すべりが発生するおそれがあると認められる場合は、災害復旧事業として採択する。